

令和元年12月11日公布

# 会社法が 改正されます

## 令和3年3月1日施行予定

- 取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備
- 監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等

## 令和4年施行予定

- 株主総会資料の電子提供制度の創設等



## 1 はじめに

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が、令和元年12月4日に成立し、同月11日に公布されました。この法律は、令和3年3月1日から施行されます（株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止については、令和4年中の施行を予定しています）。

今回の会社法の改正は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図ることを目的とするものです。これにより、日本企業のコーポレート・ガバナンスが更に向上し、日本企業の競争力や日本企業に対する内外の投資家からの信頼がより高まり、ひいては、日本経済の成長に大きく寄与するものと期待されています。

## 2 株主総会に関する規律の見直し

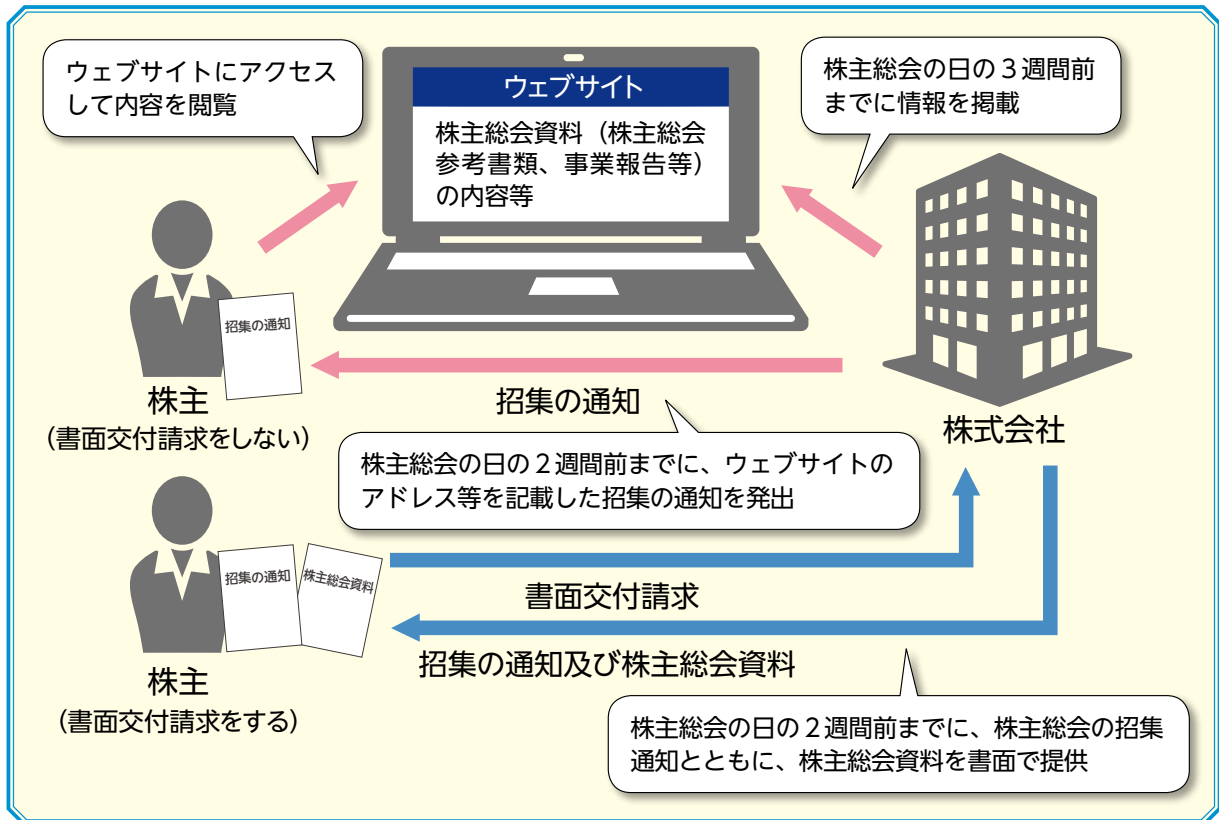
### (1) 株主総会資料の電子提供制度の創設

株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し、当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料を提供することができる制度（株主総会資料の電子提供制度）を新たに設けることとしています。

株主総会資料の電子提供制度において、株主総会資料のウェブサイトへの掲載を開始する日については、株主総会の日から3週間前の日又は招集の通知を発送した日のいずれか早い日とすることとしています。

この制度の創設により、株式会社は、印刷や郵送のために要する時間や費用を削減することができるようになり、印刷や郵送が不要となることに伴い、株主に対し、従来よりも早期に充実した内容の株主総会資料を提供することができるようになることなどが期待されます。

他方で、インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮し、株主は、株式会社に対し、株主総会資料に記載すべき事項を記載した書面の交付を請求することができることとしています。



## (2) 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置として、株主が同一の株主総会において提出することができる議案の数を10までとする上限を新たに設けることとしています。

## 3 取締役等に関する規律の見直し

### (1) 取締役の報酬に関する規律の見直し

取締役の報酬等の内容の決定手続等に関する透明性を向上させるとともに、株式会社が業績等に連動した報酬等を適正かつ円滑に取締役に付与することができるようにするための改正を行っています。

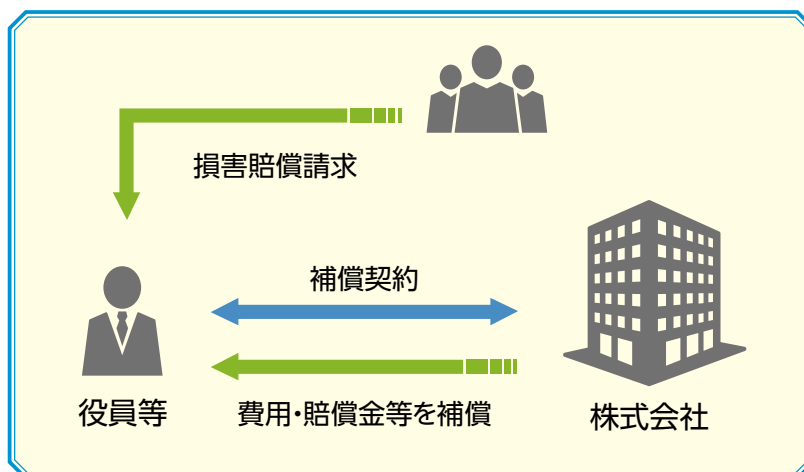
- ① 上場会社等の取締役会は、定款の定めや株主総会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容が具体的に定められない場合には、その内容についての決定方針を定めなければならないこととしています。
- ② 取締役の報酬等として当該株式会社の株式又は新株予約権を付与しようとする場合には、定款又は株主総会の決議により、当該株式又は新株予約権の数の上限等を定めなければならないこととしています。

- ③ 上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないこととしています。

## (2) 会社補償及び役員等のために締結される保険契約に関する規律の整備

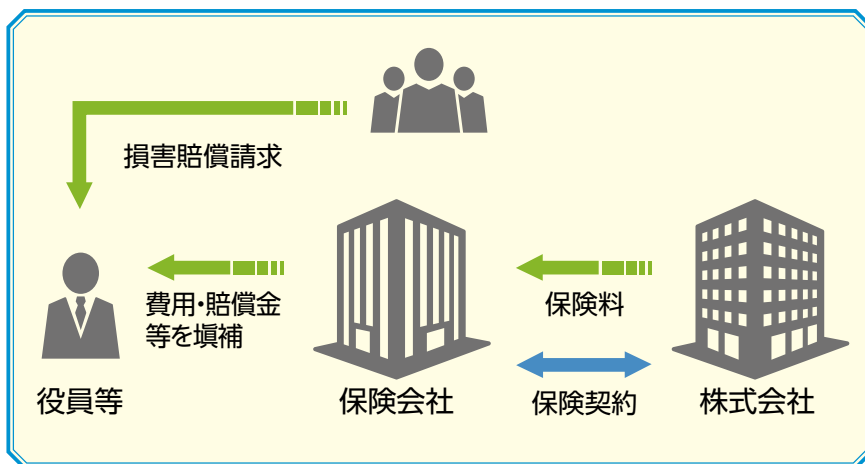
### ① 会社補償

会社補償（役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用や、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失の全部又は一部を、株式会社が当該役員等に対して補償すること）が適切に運用されるように、補償契約を締結するための手続や補償をすることができる範囲等を明確にするなど、会社補償に関する規定を新たに設けることとしています。



### ② 役員等のために締結される保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険（D&O保険）が適切に運用されるように、契約の締結に必要な手続等を明確にするなど、役員等のために締結される保険契約に関する規定を新たに設けることとしています。



### (3) 社外取締役の活用等

#### ① 業務執行の社外取締役への委託

マネジメント・バイアウトの場面や親子会社間の取引の場面など、株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができることとし、委託された業務の執行をしても社外取締役の資格を失わないこととしています。

#### ② 社外取締役を置くことの義務付け

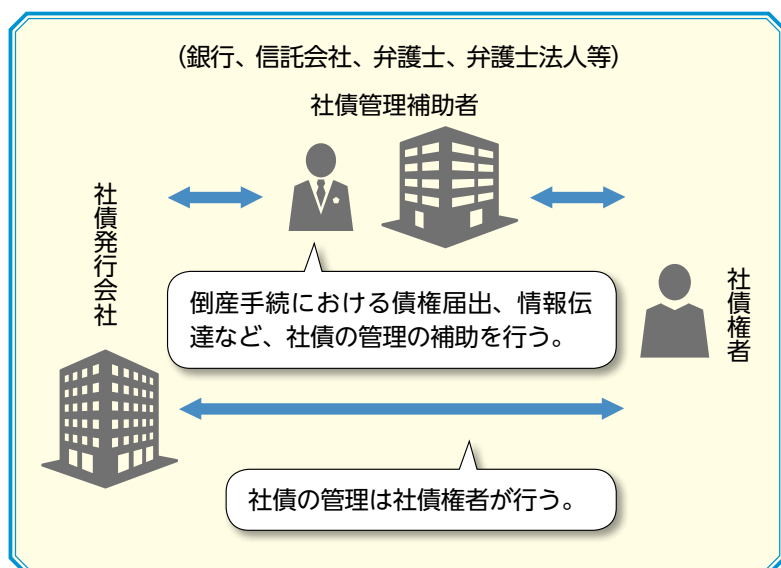
我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等については、社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信するため、上場会社等は社外取締役を置かなければならないこととしています。

## 4 その他の改正

### (1) 社債の管理に関する規律の見直し

#### ① 社債管理補助者制度の創設

会社が、社債を発行する場合において、社債管理者を定めることを要しないときは、社債管理者よりも権限及び裁量が限定された社債管理補助者を定め、社債権者による社債の管理を補助することができる社債管理補助者制度を新たに設けることとしています。



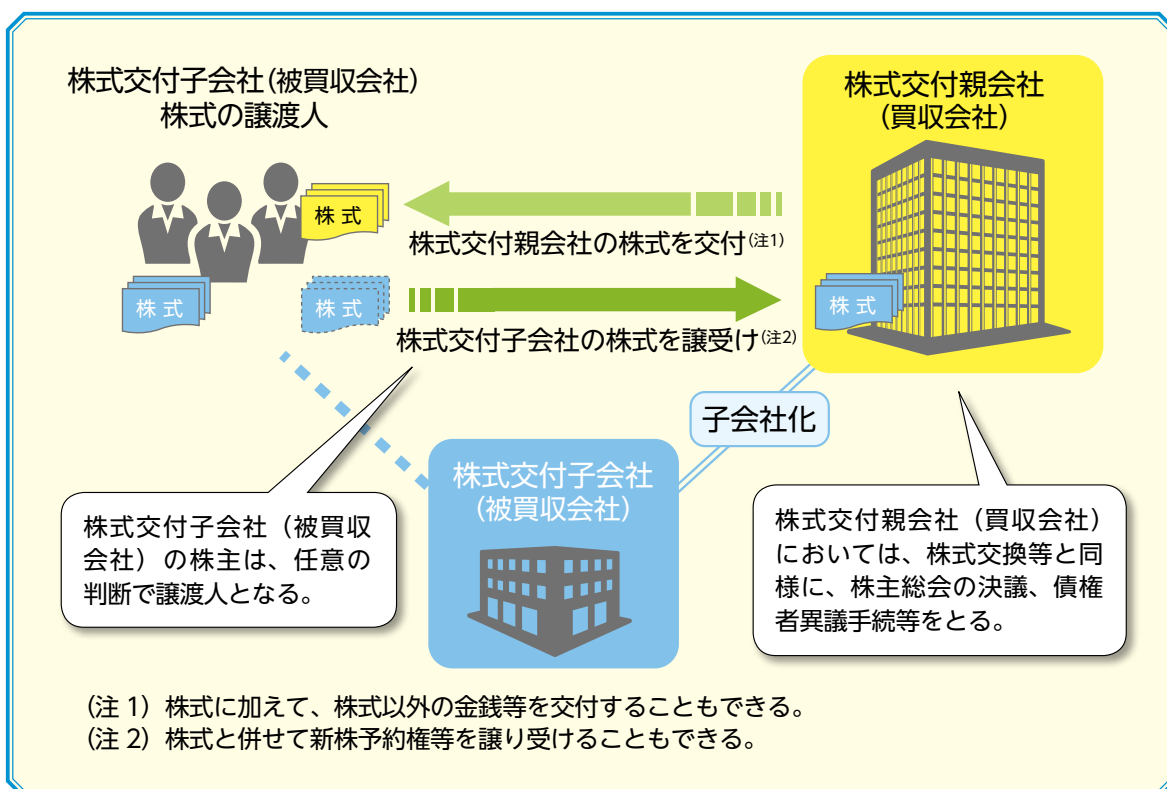
## ② 社債権者集会

社債権者集会の決議により、社債に係る債務の全部又は一部の免除をすることができることを明確化することとしています。

また、社債権者集会の目的である事項について提案がされた場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすこととし、かつ、その場合には、社債権者集会の決議についての裁判所の認可を受けることを要しないこととしています。

## (2) 株式交付制度の創設

他の株式会社を買収しようとする株式会社（買収会社）がその株式を対価とする手法により円滑に当該他の株式会社（被買収会社）を子会社とすることができるように、買収会社が被買収会社をその子会社とするために被買収会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として買収会社の株式を交付することができる株式交付制度を新たに設けることとしています。



### (3) その他

---

- ① 株式会社が、当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役設置会社にあつては各監査役、監査等委員会設置会社にあつては各監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては各監査委員の同意を得なければならないこととしています。
- ② 株主が議決権行使書面等の閲覧等の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないこととし、また、株式会社が、当該請求を拒むことができる場合について、一定の拒絶事由を明文化することとしています。
- ③ 新株予約権に関する登記事項についての規律を改め、募集新株予約権について募集事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合であっても、原則的には、募集新株予約権の払込金額を登記すれば足りることとし、例外的に、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないこととしています。
- ④ 会社の支店の所在地における登記を廃止することとしています。
- ⑤ 成年被後見人等についての取締役等の欠格条項を削除し、成年被後見人等であっても、取締役等に就任することができることとした上で、成年被後見人等の取締役等への就任及び成年被後見人等がした取締役等の資格に基づく行為の効力に関する規律の整備を行うこととしています。



## 法務省民事局参事官室

東京都千代田区霞が関 1-1-1

TEL 03-3580-4111 (代)

改正の内容については法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html)



(法務省ホームページ)